

長崎県内における

社会福祉施設の労働災害発生状況及び
高年齢労働者の労働災害防止について

長崎労働局 労働基準部
健康安全課

1

社会福祉施設の労働災害発生状況

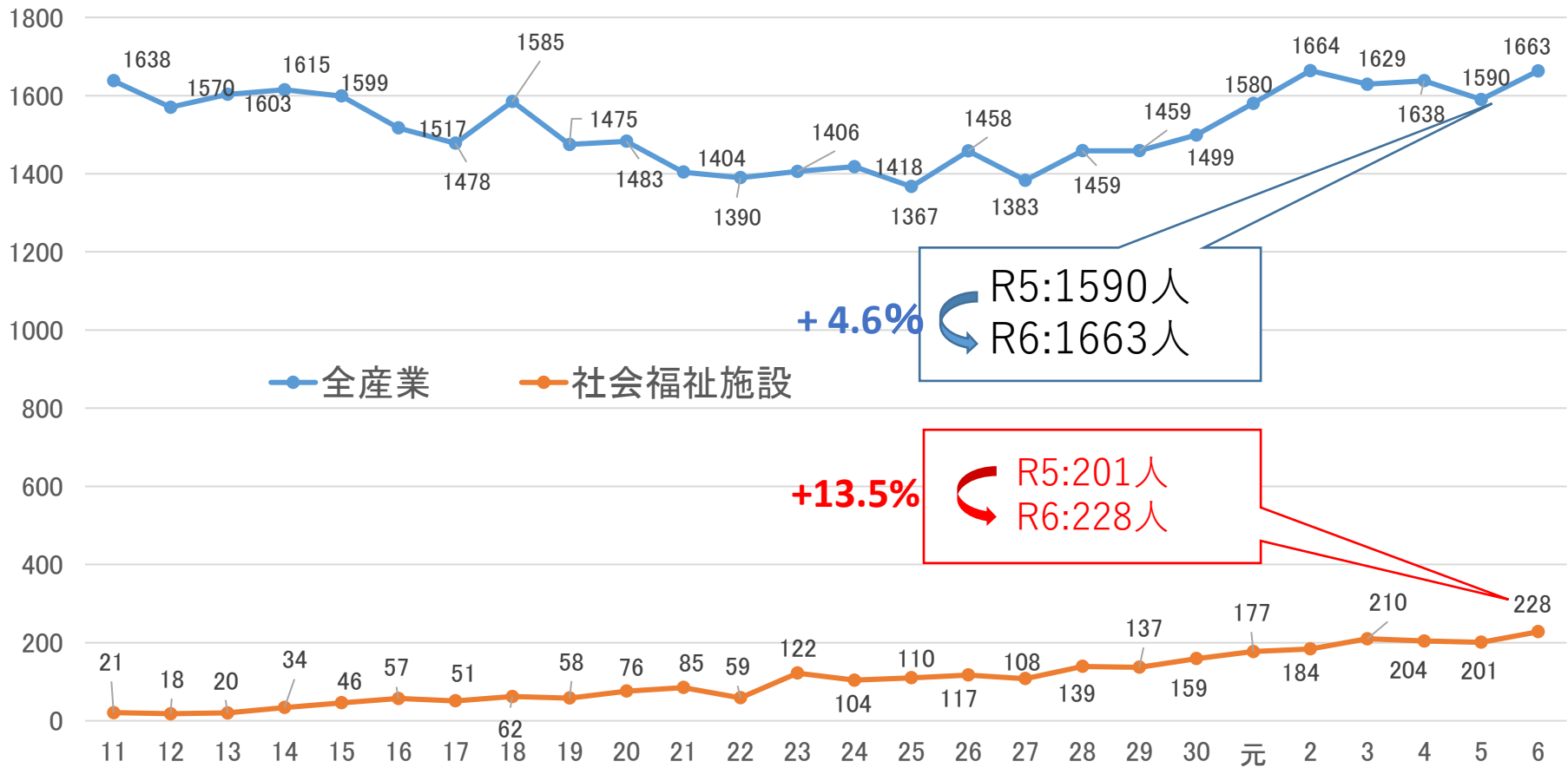


労働災害の現状

【長崎局 死傷災害発生状況(全産業・社会福祉施設)の推移】

(単位：人)

新型コロナ関連の災害を除く。

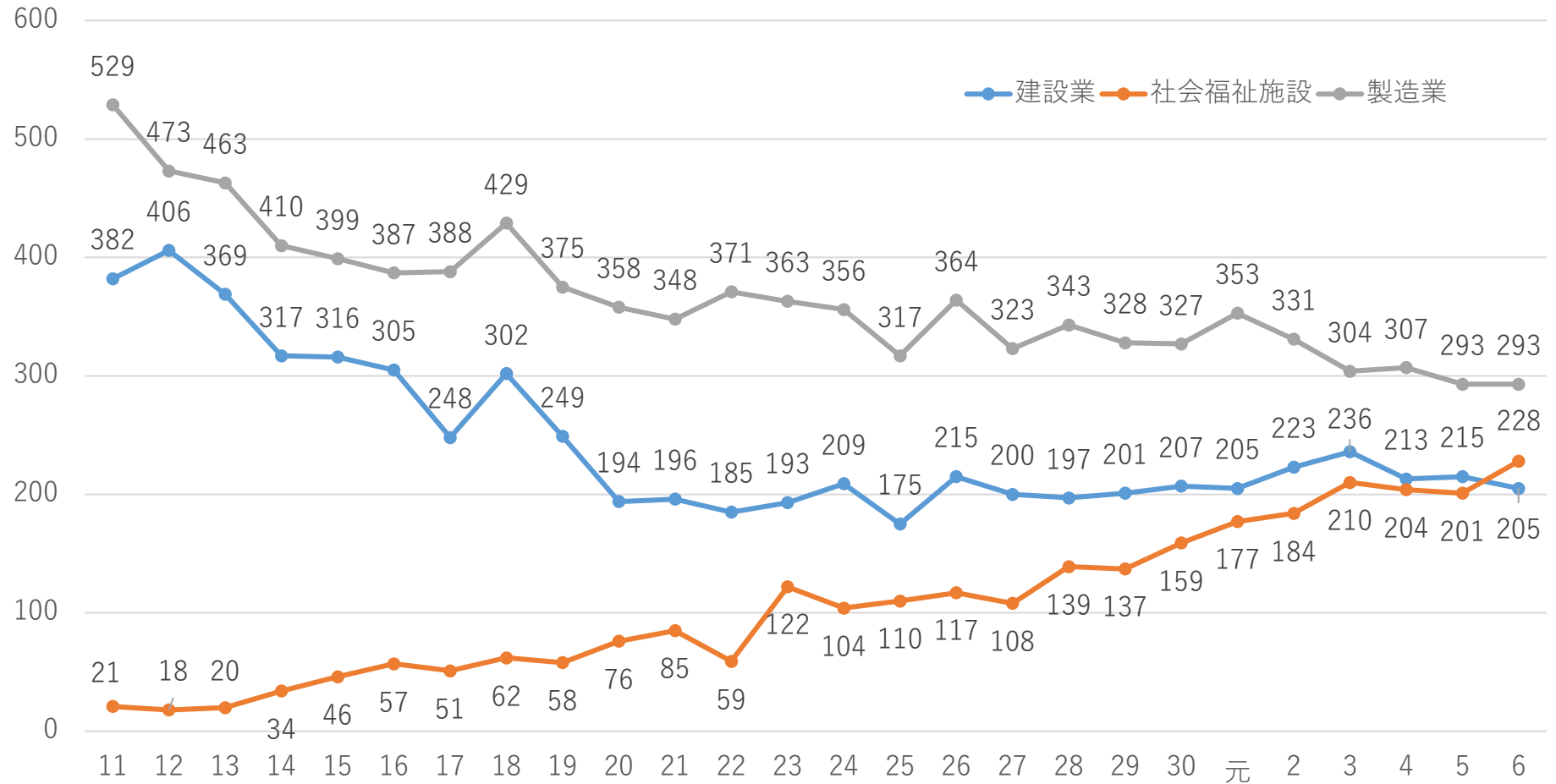


労働災害の現状

【長崎局 死傷発生状況(主要な産業)の推移】

新型コロナ関連の災害を除く。

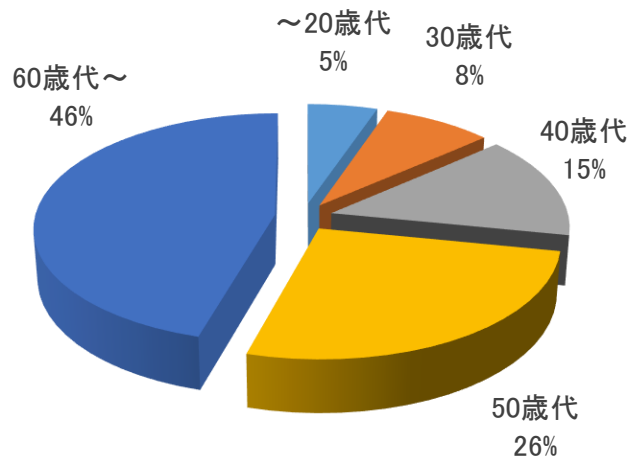
(単位:人)



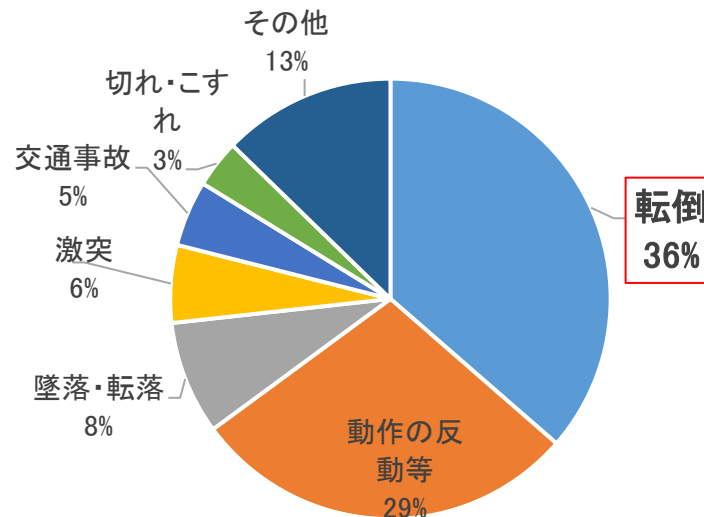
社会福祉施設の災害傾向（その１）

- ① 社会福祉施設における労働災害は、60歳以上の労働者が46%を占めている。
- ② 事故の型では、転倒が36%を占めている。
- ③ 転倒場所別では、通路が全体の50%を超えている。

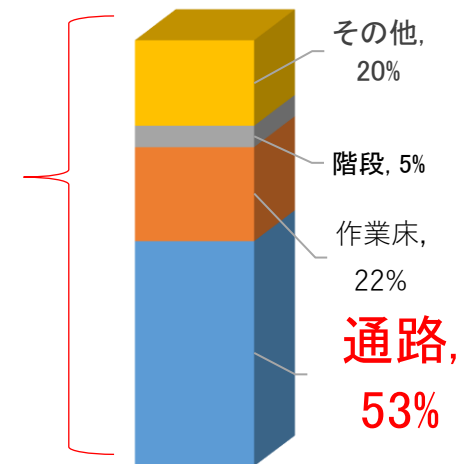
【図1:R6 年齢別】



【図2:R6 事故の型別】



【図3:転倒の場所】



社会福祉施設の災害傾向（その2）

どのような災害が増えて（減って）いるのか（事故の型別の推移）

社会福祉施設で発生した労働災害全体に占める「事故の型」別の割合の推移は、下表のとおり。

事故の型別に見た労働災害の発生割合の推移(単位:%)

	平成21年	平成28年	令和6年
転倒	34.2	38.2	36.4
動作の反動・無理な動作	33.0	30.3	28.5
墜落・転落	8.3	11.6	8.4
交通事故	6.1	4.4	4.9
はさまれ・巻き込まれ	4.9	1.5	2.7
切れこすれ	2.4	4.4	3.5
激突	2.4	4.3	5.7

【増えているもの】

- ・転倒
- ・切れこすれ
- ・激突

【減っていない、変わらないもの】

- ・墜落・転落

【減っているもの】

- ・動作の反動・無理な動作
- ・交通事故
- ・はさまれ・巻き込まれ

社会福祉施設における典型的な災害事例

転倒災害

高齢労働者災害、清掃で濡れた床面で滑る、清掃中に転倒した。

- 厨房にて、食材を取りにいくとき、床に置いた濡れたタオルで滑って右足首を捻挫した。（介護職員、休業2か月、女性、60歳代）
- 利用者宅にて、2階の掃除を終えてバケツをもって階段を下りていたとき、玄関マットで滑って左手首骨折した。（ヘルパー、休業2か月、女性、70歳代）

動作の反動・無理な動作

スライディングボード未使用で作業中に発生。

- 利用者宅にて、一人で利用者はベッドから車椅子移乗を行っているとき、腰椎圧迫骨折した（他の介助者は見守りを行っていた）。（看護師、休業2か月、女性、60歳代）

その他

化学薬品の取り扱いに注意。

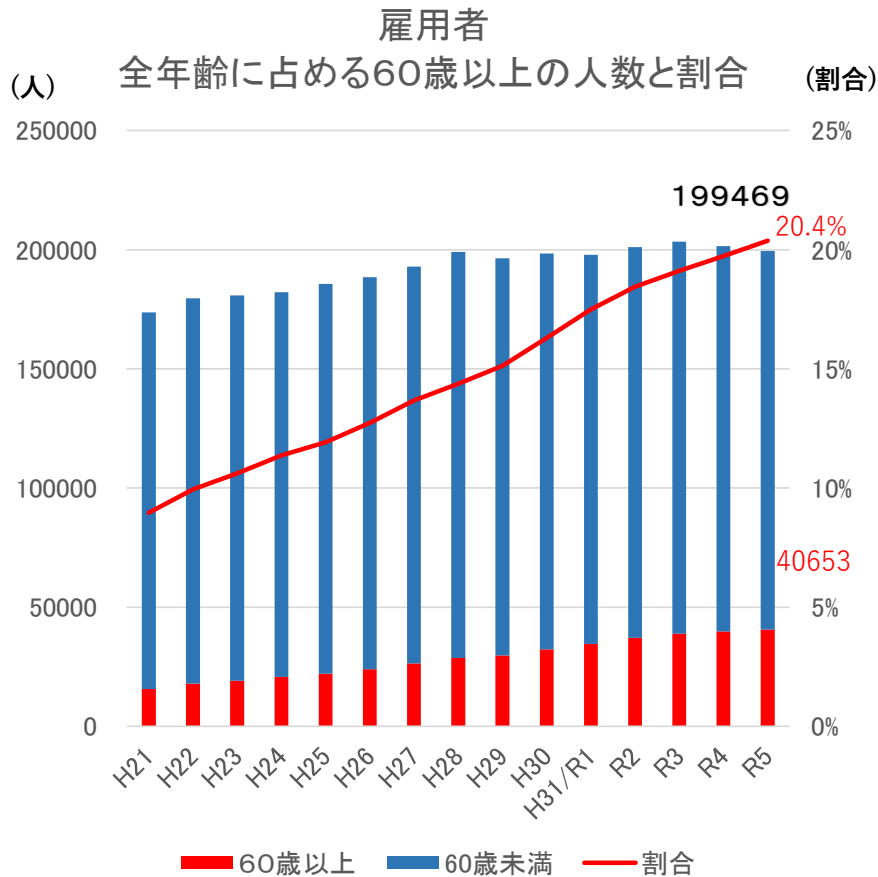
- 機械室にて、アラームが鳴ったため、タンクに次亜塩素酸ソーダを補充しようとしたところ、誤って塩化アルミニウムを投入してしまい、塩素ガスが発生し、咽頭痛となった。（事務員、休業1週間、男性、50歳代）

2

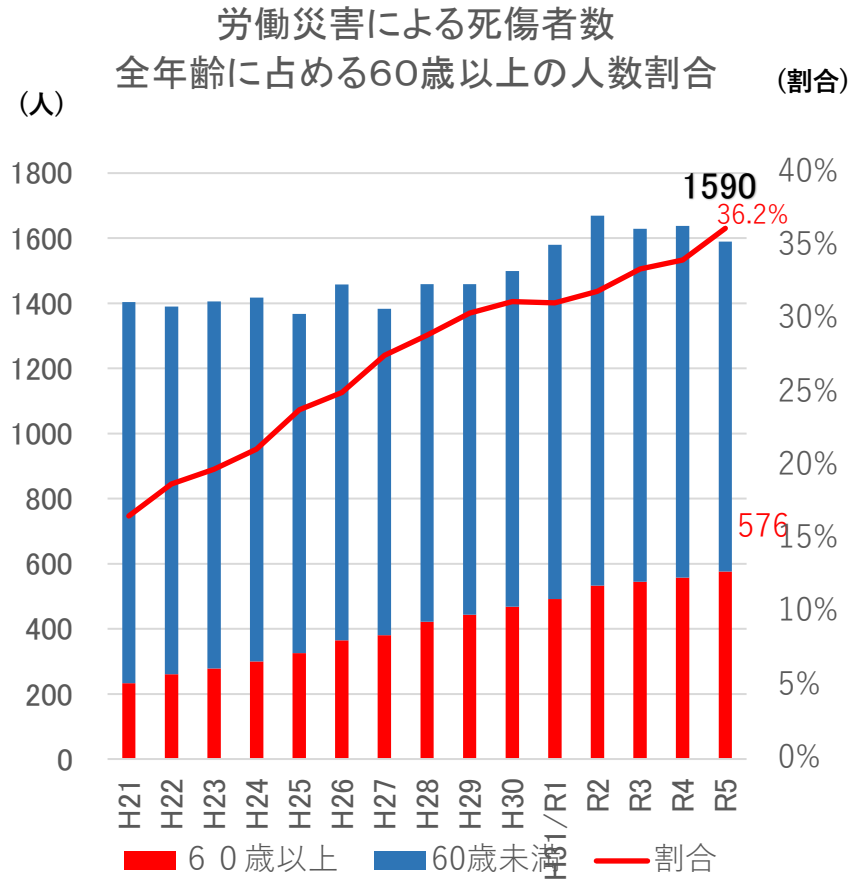
高年齢労働者の労働災害防止について



高齢者の就労と被災状況（長崎局）



データ出所：高年齢者雇用状況等報告（長崎労働局） 年齢別常用労働者数



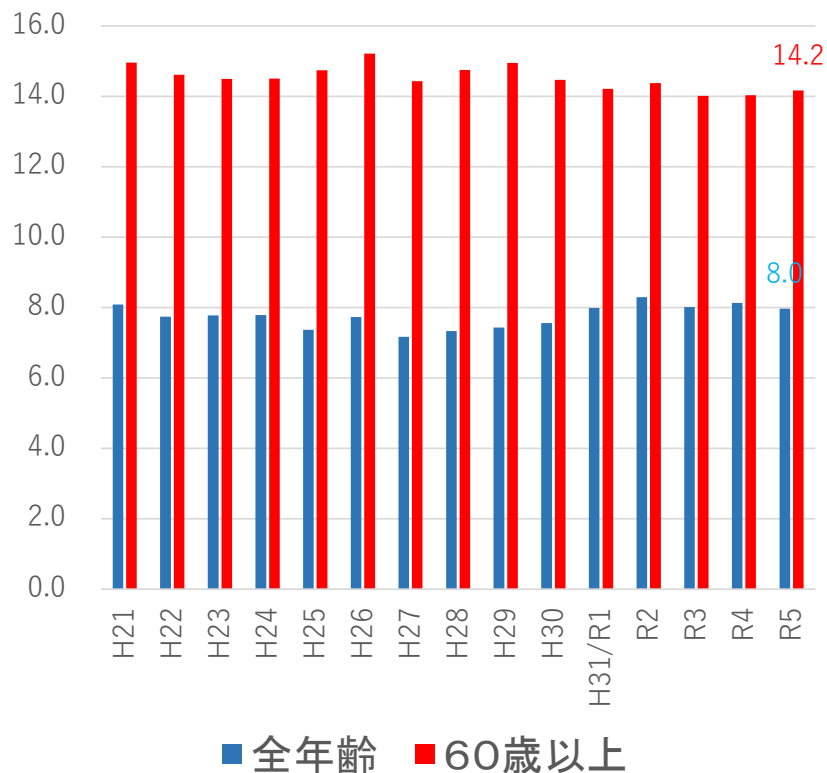
データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス関連を除く

- ◆ 雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は**20.4%**（全国は18.7%）
- ◆ 労働災害による休業4日以上**の死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は36.2%**（全国は29.3%）

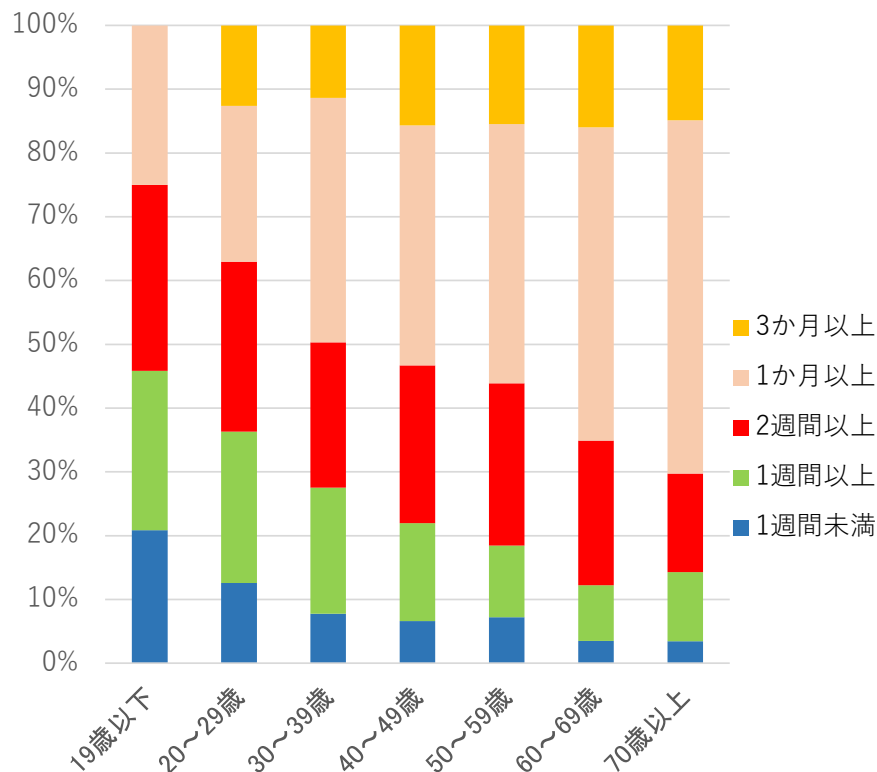
高年齢労働者の労働災害の特徴 千人率・休業見込み期間

- ・ 60歳以上の死傷年千人率は14.2となっており、全年齢の約1.8倍となっている。
- ・ 休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている。

労働災害による死傷者数 年齢別 千人率



年齢別の休業見込み期間の長さの割合(令和5年)



データ出所：千人率＝(労働災害による死傷者数/常用労働者数)×1,000

：死傷者数…労働者死傷病報告(令和5年)

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

：労働者数…高年齢者雇用状況等報告(長崎労働局) 年齢別常用労働者数

データ出所：労働者死傷病報告(令和5年)

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

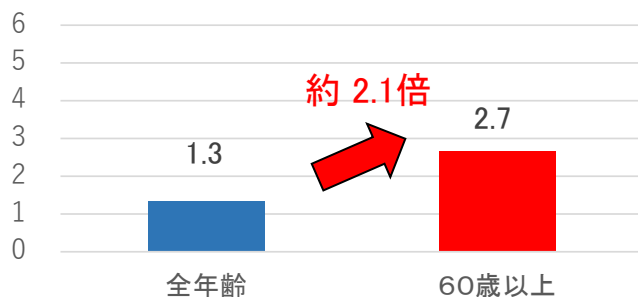
※死亡災害は、休業3か月以上に算入

高年齢労働者の労働災害の特徴 事故の型別・年齢別 千人率

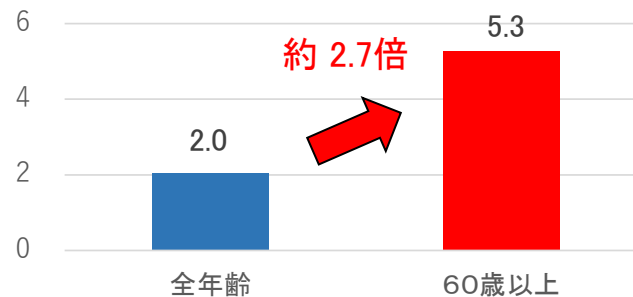
- ・「**墜落・転落**」、「**転倒**」では、特に、労働災害発生率(千人率)が大きく異なる。

事故の型別・年齢階層別の千人率(令和5年)

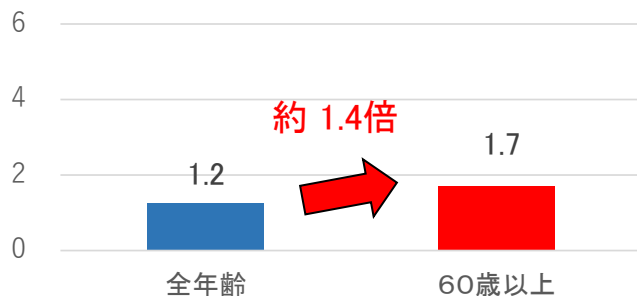
墜落・転落



転倒



動作の反動・無理な動作



はさまれ・巻き込まれ



データ出所 : 千人率 = (労働災害による死傷者数 / 常用労働者数) × 1,000
: 死傷者数…労働者死傷病報告(令和5年) ※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
: 労働者数…高年齢者雇用状況等報告(長崎労働局) 年齢別常用労働者数

令和8年4月1日施行

改正内容

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。

また、国においては、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

エイジフレンドリーガイドラインの概要

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

1 安全衛生管理体制の確立

(1) 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

(2) 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2 以降の対策を実施します。

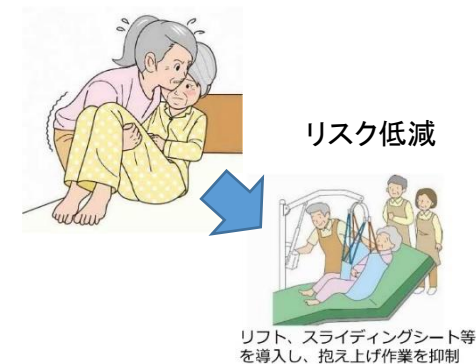
2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主にハード面の対策)

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主にソフト面の対策)

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。



3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

雇い入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

(2) 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に**高年齢労働者を対象とした体力チェック**を継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

【出典:エイジフレンドリーガイドラインパンフレット】

エイジフレンドリーガイドラインの概要

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。

また、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

(2) 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」及び「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

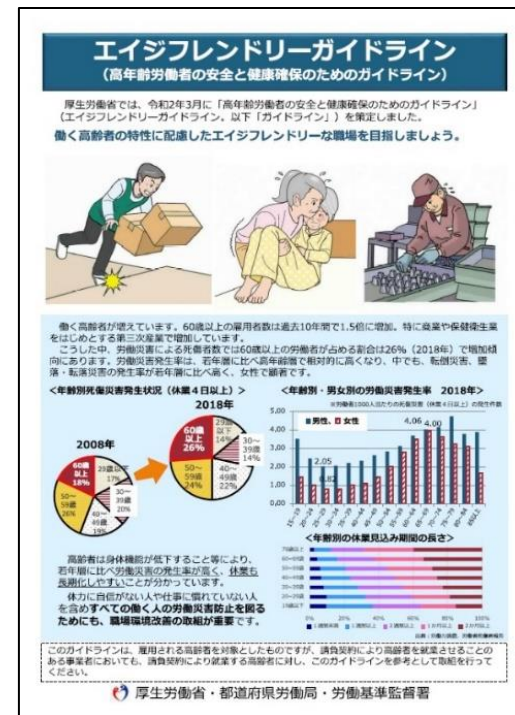
また、集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。

5 安全衛生教育

(1) 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、**高年齢労働者に特有の特徴と対策**についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）



高年齢労働者にかかる災害の原因と対策

【災害の原因1】 身体機能及び認識能力等の低下

- 視力の低下を補うため、現場内の薄暗い箇所や明暗の差が著しい箇所に照明設備を増設する。
- 段差や突起物にトラテープを貼る、手前に「段差注意」「足下注意」等の標示を設けるなど、視認性の向上を図る。保護具等の着用
- 身体の可動領域に合わせて、材料保管棚や作業台を導入するなど、身体への負担低減を図る。定常的に発生する騒音の低減
- パイプサポートや鋼管、鉄筋等の重量物の運搬など、腰部に負担の掛かる作業を行わせる場合は、腰部保護ベルト等を着用させる。重量物取り扱いへの対応（補助機器の導入、作業台の高さ・配置の改善、身体機能補助機器（パワーアシストスーツ等）の導入）
- ハシゴ、脚立に替えて、手すり付きタラップや作業台の導入を図る。
- 足場の手すり等については、規則を上回るより安全な基準で設置する。

【災害の原因 2】 基礎代謝、感覚機能の低下

- 雇入時健康診断、定期健康診断等の結果を基に、「高血圧」「糖尿病」「心臓疾患」基礎疾患等の有無を把握し、基礎疾患等を有する場合は、現在の症状や治療の状況等について確認を行う。

【災害の原因 3】 高齢者に対する安全衛生教育の不足

